<3.申請から審査までの流れ>

(1)申請書類提出

申請書類が倫理委員会事務局(研究協力課研究支援係)に提出されると、研究内容に応じて次の4つのカテゴリーに分類されます。

「介入研究」「観察研究」「看護研究」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」

(2)審査方法の判定

倫理委員会の下に設置された専門部にて審査方法の判定をします。

審査方法は次の3通りです。

審査	方法	申請者の委員会への出席
a.本審查	委員会当日にヒアリングを行う	必要
(ヒアリング)		
b.本審査	委員会当日に書面審査を行う	不要
(書面)		
c.迅速審査	数名の委員による書面審査を行う	不要

^{*}審査方法が決定しましたら、事務局からメールにて申請者に連絡します。

*本審査(書面)、迅速審査と判定されたものでも、審査の結果、ヒアリングが必要と判断されたものについては、本審査(ヒアリング)に変更となる場合もあります。

(3)事前チェック

本審査と判定された研究については、専門部にて、倫理委員会審査前の事前チェックを 実施します。事前チェックの方法は、各専門部ごとに異なり、原則として、次の方法とな ります。

介入研究部:臨床研究管理センター担当者との面談による事前チェック

観察研究部:書面による事前チェック

看護研究部: 部会でのヒアリングまたは書面による事前チェック

ヒトゲノム・遺伝子解析研究部:書面による事前チェック

*なお、迅速審査の場合は、原則として、各部門での事前チェックは省略し、事務局による内容確認終了後に、速やかに迅速審査に進んでいきます。

(4)審查

本審査の場合は、倫理委員会当日に、ヒアリングまたは書面による審査が行われます。 迅速審査の場合は、倫理委員会当日を待たずに書面による審査が行われ、倫理委員会に はその審査結果が報告されます。また、迅速審査は、書面審査終了後、承認通知が届いた 時点で研究開始が可能です。 なお、審査の結果は、次のいずれかとなります。

承認	承認された研究期間内において研究を実施することができます。	
条件付承認	付された条件に従って修正する必要があります。修正版を委員会事務局に	
	提出し、委員長による確認を経て、適切に修正されている場合は承認とな	
	ります。承認となるまでは、研究は開始できないのでご留意ください。	
再提出	倫理的または科学的に大幅な変更が必要な場合です。実施計画書を再考の	
	上、原則として、次回以降の倫理委員会での審議となります。	
不承認	倫理的または科学的に大きな問題があり、変更等によって問題が解決され	
	ない場合です。	
非該当	倫理委員会の審査対象外の場合です。法令・指針・学内規程等を再度確認	
	し、別に届出が必要な場合は、所定の手続きを行ってください。	
既承認事項	申請内容と異なる内容を行っている場合、倫理委員会の勧告にもかかわら	
の取り消し	ず申請者が勧告の内容に従わない場合などに、承認を取り消すものです。	

(5)承認から研究開始

倫理委員会で審査後、承認となりますと、研究開始が可能となります。ただし、介入研究については、研究開始前に必ず次の2点が完了しているかをご確認ください。

- ・臨床研究データベースへの登録(本学では UMIN を推奨しています)
- ・臨床研究保険への加入(*該当する研究のみ)

これらが完了するまでは、研究は開始できませんので十分にご留意ください。

なお、承認通知の送付は、倫理委員会終了後から通常 1 週間から 10 日程度お時間をいただいております。